

社会政策・人材養成

ドイツにおける介護・看護人材養成制度の新展開

—ハンブルク州の例を中心に—

浦和大学短期大学部 高木 剛

はじめに

近年日本では、少子高齢化の進行により、介護・看護サービスを必要とする高齢者（以下、高齢者等）が増えている。しかし一方ではこれらのニーズに対応できる介護福祉士や看護師等の人材不足が社会的問題となっており、人材の確保が喫緊の課題となっている。さらに、高齢者等の介護・看護ニーズは複雑かつ多様化しており、介護・看護ニーズに対して的確に対応し得る人材の資質も強く求められている。このような状況の中、介護職員初任者研修、実務者研修の導入をはじめ、介護福祉士等による医療的ケアの実施など、従来の人材養成を転換する動きが活発になっている。

このような日本の状況よりも先行して、ドイツにおいては、介護・看護人材養成の改革が進んでいる。その代表例が、連邦政府によるモデル事業（統合教育）¹⁾である。また本稿で取り上げるハンブルク州のように、介護・看護に共通する基礎的な職業資格としてGesundheits- und Pflegeassistentを創設した例もある。ドイツにおけるこのような取り組みは、今後、日本におけるこれらの人材養成を検討するうえで、少なからず参考になると考えられる。そこで本稿では、日本における介護・看護人材養成の在り方の検討に資するため、ドイツ（ハンブルク州）における介護・看護人材の養成制度について整理した。

1. 研究方法

ドイツ赤十字社高齢者センターのM氏

（Altenpfleger）からの情報提供、連邦家庭・高齢者・女性・青少年省（Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend）、ハンブルク州社会・家族・保健・消費者保護庁（Behörde für Soziales, Familie, Gesundheit und Verbraucherschutz）のホームページ、その他各種文献・資料等により、ドイツ（特にハンブルク州）における介護・看護人材養成の現状を整理した。なお、本稿で対象とした介護・看護人材は、Altenpfleger、Altenpflegehelfer、Gesundheits- und Krankenpfleger、Gesundheits- und Kinderkrankenpfleger、Gesundheits- und Krankenpflegehelfer、Gesundheits- und Pflegeassistentである（いずれも男性名詞で表記）。これら以外の、例えばHaus- und Familienpfleger（又はFamilienpfleger）などについては、十分な紙幅がないため省略した。

2. ドイツにおける介護・看護人材養成制度の概要

ドイツにおいて介護・看護業務を担う人材としては、Altenpfleger、Gesundheits- und Krankenpfleger、Gesundheits- und Kinderkrankenpfleger（3者とも連邦法で規定）、並びにこれらの下位職種である、Altenpflegehelfer、Gesundheits- und Krankenpflegehelfer（両者とも州法で規定：州によって名称は多少異なる）などが挙げられる。これらの養成制度の詳細については、すでに別稿で報告^{2) 3)}しているため、本稿では詳しく触れないが、以下、各々の養成制度を概観しておく。

1) Altenpfleger の養成制度

Altenpflegerは高齢者介護の中心的な担い手として養成されており、根拠法は、2003年8月1日施行のGesetz über die Berufe in der Altenpflege（以下、Altenpflegegesetz）である。養成課程は3年

間で、養成教育は、理論教育（2100時間）、実務教育（2500時間）で構成される。従来、ドイツ各州の法律にもとづいて養成されてきたが、各州間の養成教育のバラツキを解消し、社会的地位向上、労働条件の改善などを目指して、連邦法で規制される、いわゆる（連邦）国家資格へと格上げされた。その後、モデル事業として、後述する Gesundheits-und Krankenpfleger、Gesundheits-und Kinderkrankenpflegerとの統合教育が施行され¹⁾、現在はその現実化に向けて活発に議論されている。

2) Gesundheits-und Krankenpfleger 及び Gesundheits-und Kinderkrankenpfleger の養成制度

Gesundheits-und Krankenpfleger及びGesundheits-und Kinderkrankenpflegerは、看護の中心的な担い手である。前者は一般看護の担い手として、疾病を患う成人を主な対象としている。一方後者は、小児看護の担い手として、疾病を患う児童を主な対象としている。両者は連邦法で規制されており、現行の養成制度の根拠法は、2004年1月1日施行のGesetz über die Berufe in der Krankenpflege（以下、Krankenpflegegesetz）である。養成課程及び養成教育は、Altenpflegerと同様、3年間で理論教育（2100時間）及び実務教育（2500時間）で構成される。従来両者は、各州の法律にもとづいて養成されてきたが、1957年に連邦法で規制されることになった。近年、成人や児童といった属性ごとの縦割りの養成は、時代の流れに合わなくなってきたことや、両者の業務領域の拡大（例えば、予防、リハビリテーションなど）に対応した養成教育に見直すために、2003年7月に大幅に法改正され、今日に至っている。現在両者は、理論・実務教育において、大半が統合教育（共通カリキュラム）化されている。

3) Altenpflegehelfer の養成制度

Altenpflegehelferは、高齢者介護の担い手である。Altenpflegerの下位職種として各州の法律にもとづいて養成されている。全ての州ではないも

の、大半の州で養成されている。Altenpflegerの連邦国家資格化の流れの中で、Altenpflegehelferも一時は法案に盛り込まれたが、業務領域等を考慮した場合、Altenpflegehelferの連邦法による規制は不要との判断から削除された。養成教育は各州の法律によるため、各州間で多少のバラツキが見られる。ほとんどの州で、養成期間は1年間である（表1）。

4) Gesundheits-und Krankenpflegehelfer の養成制度

Gesundheits-und Krankenpflegehelferは看護の担い手である。Gesundheits-und Krankenpfleger及びGesundheits-und Kinderkrankenpflegerの下位職種として各州の法律にもとづいて養成されている。従来は連邦法で規制されていたが、2003年7月の法改正の際、Gesundheits-und Krankenpflegehelferの業務領域等を考慮して、連邦法による規制は不要と判断された。養成教育は各州の法律によるため、各州間で多少のバラツキが見られる。ほとんどの州で、養成期間は1年間である（表2）。

3. ハンブルク州における介護・看護人材養成の新展開

このようなドイツ全体の動向とは別に、ハンブルク州独自の展開も見受けられる。ハンブルク州における介護・看護人材としては、Altenpfleger、Gesundheits-und Krankenpfleger、Gesundheits-und Kinderkrankenpflegerの他、Gesundheits- und Pflegeassistentが挙げられる。このGesundheits- und Pflegeassistentは他の州では見られない、ハンブルク州独自の職業資格といってよい。以下、それぞれの養成（教育）について概観する。

1) Altenpfleger の養成（教育）

Altenpflegerの養成（教育）の枠組みについては、前述の連邦法（Altenpflegegesetz）で規定されている。ハンブルク州は他の州に遅れて、2006年8月1日よりその養成が開始された。養成教育は、「Ausbildungs- und Prüfungsordnung der Berufsschule

表1 Altenpflegehelferの養成制度の例（抜粋）

州名	養成期間	理論教育	実務教育	根拠法令
ブランデンブルク州	1年間	750時間	900時間	Gesetz über den Beruf der Altenpflegehelferin und des Altenpflegehelfers im Land Brandenburg (Brandenburgisches Altenpflegehilfegesetz – BbgAltPflHG) Vom 27. Mai 2009
ヘッセン州	1年間	700時間	900時間	Hessisches Gesetz über die Ausbildung in der Altenpflegehilfe und zur Ausführung des Altenpflegegesetzes (Hessisches Altenpflegegesetz – HaltPflG) Vom 5. Juli 2007
ノルトライン・ヴェストファーレン州	1年間	750時間	900時間	Gesetz zur Durchführung des Altenpflegegesetzes und zur Ausbildung in der Altenpflegehilfe (Landesaltenpflegegesetz – AltPflG-NRW) Vom 27. Juni 2006
ラインラント・プファルツ州	1年間	800時間	850時間	Landesgesetz über Ausbildungsvergütungen in der Altenpflegehilfe vom 19. Juli 2004

出典) Menschen pflegen .Eine Initiativ der Sozial-und Gesundheitsministerin (<http://www.menschenpflegen.de>) 及び、各種文献・資料などにより筆者作成

表2 Gesundheits-und Krankenpflegehelferの例（抜粋）

州名	養成期間	理論教育	実務教育	根拠法令
ブランデンブルク州	1年間	600時間	1000時間	Gesetz über den Beruf der Gesundheits- und Krankenpflegehelferin und des Gesundheits- und Krankenpflegehelfers im Land Brandenburg (Brandenburgisches Krankenpflegehilfegesetz – BbgKPHG) Vom 26. Mai 2004
ヘッセン州	1年間	700時間	900時間	Hessisches Krankenpflegehilfegesetz (HKPHG) Vom 21. September 2004
バイエルン州	1年間	600時間	1000時間	Schulordnung für die Berufsfachschulen für Krankenpflege, Kinderkrankenpflege, Altenpflege, Krankenpflegehilfe, Altenpflegehilfe und Hebammen (Berufsfachschulordnung Pflegeberufe – BFSO Pflege) Vom 19. Mai 1988
ザールラント州	1年間	900時間	700時間	Verordnung zur Durchführung der Ausbildung und Prüfung in der Krankenpflegehilfe Vom 1. Juli 2004

出典) Saarland Ministerium der Justiz (<http://sl.justiz.de>) 及び、各種文献・資料などにより筆者作成

für Altenpflege (APO-AltPfl) Vom 8. Mai 2006」(ハンブルク州教育・スポーツ庁)で規定されている。この教育・試験規則によれば、Altenpflegerの養成教育は、大きく3つの学習分野で構成されている。学習分野Ⅰは専門科目(1900時間)及び専門英語(120時間)、学習分野Ⅱは基礎科目及び選択科目(80時間)、学習分野Ⅲは実務教育(2500時間)からなる。学習分野Ⅰ及びⅡがいわゆる理論教育である。これらの合計では4600時間が必要とされている。資格を取得するためには、国家試験に合格しなければならない。国家試験として、筆記試験、口述試験、実技試験が課せられる。

2) Gesundheits-und Krankenpfleger 及び Gesundheits-und Kinderkrankenpfleger の養成(教育)

Gesundheits-und Krankenpflegerの養成(教育)の枠組みについては、前述の連邦法(Krankenpflegegesetz)で規定されている。養成教育は「Ausbildungs-und Prüfungsverordnung für die Berufe in der Krankenpflege vom 10. November 2003 (BGBl. I S. 2263)」により、

Gesundheits-und Kinderkrankenpflegerとの統合教育(共通教育カリキュラム)化が図られている。理論教育(2100時間)として、看護学、小児看護学、保健科学、自然科学、医学などが、また実務教育(2500時間)は、「共通領域(入院患者の看護、外来患者の看護)」と「専門領域(保健・看護、保健・小児看護)」に分かれており、理論・実務教育の合計で4600時間を必要としている。資格を取得するためには、国家試験に合格しなければならない。国家試験として、筆記試験、口述試験、実技試験が課せられる。

3) Gesundheits- und Pflegeassistent の養成(教育)

Gesundheits- und Pflegeassistentは、介護・看護を総合的に担う比較的新しい職業資格である。その養成教育では、介護・看護の両分野の科目(内容)が設定されている。前述のとおり、他の州では、Altenpfleger やGesundheits-und Krankenpfleger などの下位職種として、Altenpflegehelfer や Gesundheits-und Krankenpflegehelferが養成され

ているが、ハンブルク州ではこれらを統合した独自のスタイルがとられている。根拠法は、「Hamburgisches Gesetz über die Ausbildung in der Gesundheits- und Pflegeassistenz (HmbGPAG) Vom 21. November 2006.」（ハンブルク州社会・家族・保健・消費者保護庁）で、2007年8月1日よりその養成が開始された。養成制度の詳細は別稿に譲るが、養成期間は2年間で、養成教育は、理論教育（960時間）、実務教育（2240時間）に加え、専門実務教育（500時間）で構成されており、合計3700時間が必要とされている。資格を取得するためには、州法で規定された試験に合格しなければならない。試験として、筆記試験、口述試験、実技試験が課せられる。Gesundheits- und Pflegeassistenzの主な業務は、高齢者等の排泄・食事等の介護、血糖値測定・インシュリン注射等の診療の補助、その他これらに関連するもので、介護・看護の両方の基礎的業務を担っている。この資格を取得することで、AltenpflegerやGesundheits- und Krankenpfleger、Gesundheits- und Kinderkrankenpflegerの養成課程へ進むことも可能となるなど、介護・看護分野に共通する基礎資格という位置づけとなっている。

4. 日本への示唆

現在日本における介護・看護人材として、介護福祉士、看護師をはじめ、ホームヘルパー、介護職員基礎研修修了者、准看護師などが挙げられる。ドイツの介護・看護人材養成（教育）と大きく異なることとして、①養成期間に差（例えば介護福祉士（2年間）、看護師（3年間）が見られることである。また、②養成教育時間数が少ない（例えば、介護福祉士（1800時間）、看護師（3000時間））うえ、③両者間の養成教育時間数に差が見られることである。さらに、④資格取得に係る試験が必ずしも義務ではない（例えば、介護福祉士養成施設の卒業者には国家試験が課せられない。）ことなどが挙げられる。ハンブルク州に見られるような、⑤介護・看護に共通する基礎資格も存在しない。

ドイツの介護・看護人材養成（教育）の取り組みは、今後日本における人材養成（教育）の在り方を展望する際、少なからず参考になると考える。

おわりに

本稿では、ドイツ（ハンブルク州を中心に）の介護・看護人材養成の現状を整理した。「はじめに」で述べたモデル事業（統合教育）を踏まえ、近い将来ドイツにおいては、AltenpflegerやGesundheits- und Krankenpflegerなどの介護・看護人材養成（教育）の統合化（共通カリキュラム化）が実現する見込みである。この改革により、下位職種である、AltenpflegehelferやGesundheits- und Krankenpflegehelferの養成教育の統合化も進むと筆者は予想している。今後の動向に注目したい。

文献・資料

- 1) 高木剛：ドイツにおける介護・看護人材養成の改革—統合教育の試みを中心に、日本介護福祉士養成施設協会創立20周年記念論文集、37-53. 2011.
- 2) 高木剛：ドイツにおける老人介護士の養成教育—2003年施行の教育改正を中心に、介護福祉学：14（2）、213-220. 2007.
- 3) 高木剛：ドイツにおけるAltenpflegehelferの養成教育—ラインラント・プファルツ州の例を中心に、社会事業研究、101-107. 2012.
- 4) Ausbildungs- und Prüfungsordnung der Berufsschule für Altenpflege (APO-AltPfl) Vom 8. Mai 2006.
- 5) Gesetz über den Beruf der Altenpflegehelferin und des Altenpflegehelfers im Land Brandenburg (Brandenburgisches Altenpflegehilfegesetz-BbgAltPflHG) Vom 27. Mai 2009.
- 6) Hamburgisches Gesetz über die Ausbildung in der Gesundheits- und Pflegeassistenz (HmbGPAG) Vom 21. November 2006.
- 7) Hessische Verordnung zur Altenpflege (Altenpflegeverordnung) Vom 6. Dezember 2007. (GVBl. IS. 882).

- 8) Ilka Köther・Else Gnam:Altenpflege in Ausbildung und Praxis.Thieme,2000.
- 9) Ilka Köther :THIEMEs Altenpflege. Thieme, 2007.
- 10) Lehrplan und Rahmenplan für die Fachschule Altenpflege, Fachrichtung Altenpflege” Ministerium für Bildung, Frauen und Jugend. 2005.
- 11) Menschen pflegen .Eine Initiativ der Sozial- und Gesundheitsministerin (<http://www.menschenpflegen.de>) (2012.6.10 閲覧)
- 12) Saarland Ministerium der justiz (<http://sl.justiz.de>) (2012.6.13 閲覧)
- 13) Thomas Klie:Recht der Altenhilfe-Die wichtigsten Gesetze und Vorschriften.Vincentz Verlag, Hannover 2003.

ソーシャルポリシーにおけるスティグマに関する考察

—T.H.マーシャルの「市民権」「社会階級」の観点から—

名寄市立大学保健福祉学部専任講師
日本社会事業大学大学院博士後期課程
松岡 是伸

I. 本研究の目的

スティグマ (stigma) とは、人々の不名誉な感覚、特定の病気及び品行、振る舞いのことをいう。本研究ではソーシャルポリシーにおいてスティグマがどのように捉えられているのか、若しくはどのような位置づけになっているのかを明らかにする。そのためT.H.マーシャルのソーシャルポリシー論に言及することでソーシャルポリシーにおけるスティグマを究明することが目的である。そのひとつの部分をなすT.H.マーシャル (T.H.Marshall) の「市民権」と「社会階級」について言及しスティグマを浮き彫りにすることである。

II. 本研究の分析枠組み

(1) 分析の視点①；スティグマと権利の剥奪

スティグマは権利の剥奪若しくは抑圧する効果が指摘されている。そこで権利剥奪の過程を分析することによって、ソーシャルポリシーにおけるスティグマの状態を明らかにすることができる。そのためT.H.マーシャルの「市民権」概念を分析することにより、スティグマの様態に言及していく。

(2) 分析の視点②；スティグマと社会階級

現代階級概念は複雑であるが主に経済的影響が自覚されたうえで階級概念が成立している。ソーシャルポリシーの選別的サービスには、必ずどの階級へ給付をするか、政策のターゲット (対象化) をする。社会構造の中に社会階級が機能していることによって、まず階級間での対立が